

八郎潟町障害者支援施設等物価高騰対策事業実施要綱(食材料費)

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に伴う障害者支援施設等に対する緊急的な支援を目的として、食材料費を補助するための八郎潟町障害者支援施設等物価高騰対策事業（以下「事業」という。）について、八郎潟町財務規則（昭和41年八郎潟町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 申請日時点で障害福祉サービス等事業所の指定を受けて運営を継続している次の施設とする。

施設区分	サービス種別
入 所 系	施設入所支援
	宿泊型自立訓練
	共同生活援助（介護サービス包括型）
	共同生活援助（日中サービス支援型）
	共同生活援助（外部サービス利用型）
	短期入所
	福祉型障害児入所施設
通 所 系	生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援A型
	就労継続支援B型
	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	就労選択支援
備 考	
1 市町村立の施設等（指定管理を含む。）は補助対象外とする。	
2 空床利用型の短期入所は、補助対象外とする。	

(補助金の額)

第3条 施設区分ごとに次の基準額とする。複数のサービス種別を運営している場合は、各サービス種別の基準額を合算することができることとする。

施設区分	基 準 額
入 所 系①	定員1名当たり5,100円に申請日時点の定員数を乗じた額
入 所 系②	定員1名当たり3,400円に申請日時点の定員数を乗じた額
通 所 系	定員1名当たり1,700円に申請日時点の定員数を乗じた額
備 考	
1 入所系①は共同生活援助(日中サービス支援型)、福祉型障害児入所施設とする	
2 入所系②は施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助(介護サービス包括型)、共同生活援助(外部サービス利用型)、短期入所（空床型除く）とする	
3 複数のサービス種別を運営している施設等は、サービス種別毎の基準額を合算できるこ	

ととする。

- 4 同一市町村内で複数の施設を運営している場合は、各施設毎の基準額を合算できることとする。
- 5 新規開始、休止又は廃止により、補助対象期間における運営期間が 11 か月以下となる場合は、上記の基準額を 12 で除して運営月数（端数は切り上げとする）を乗じた額を基準額とする。なお、新型コロナウイルス感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、施設等を臨時休業した場合等については、上記の施設等の休止には含まないこととする。
- 6 食事の提供を行っていない事業所又は食事の実費の全額を利用者から徴収している事業所は除く。

（交付の申請等）

第 4 条 補助金の支給を受けようとする補助対象施設は、令和 8 年 3 月 31 日までに、令和 7 年度 八郎潟町障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を 八郎潟町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

2 規則第 179 条の規定により、交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- （1） 施設別申請額一覧（別紙 1）
- （2） 施設別個票（別紙 2）

3 第 1 項の交付申請は、規則第 187 条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- （1） 暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- （2） 申請日時点で、休止又は廃止を予定している施設

（交付の条件）

第 5 条 規則第 181 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- （2） 補助金の交付対象となった施設が、令和 8 年 3 月 31 日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合、その旨を町に報告するとともに、第 3 条の備考 3 に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）
- （3） この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- （4） この補助金を食材料費以外に使用してはならない。
- （5） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付の決定及び額の確定）

第 6 条 町長は、第 4 条第 1 項の申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、八郎潟町障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付決定通知書又は八郎潟町障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金不承認通知書により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、町から当該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

2 町長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第 1 項の交付の決定は、規則第 188 条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 本補助金は、規則第188条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8条 町長は、規則第184条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第191条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した後に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 補助金の支給の決定を受けた者は、補助金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。